

住民票の異動(変更)届について

⚠️ 《異動届は14日以内に!》 ⚠️

正当な理由がないのに届出をしなかった(遅れた)場合は簡易裁判所へ通知され、5万円以下の過料の対象になることがあります。届出は期間内に行ってください。

転入届・転居届・世帯変更届は、それぞれ異動した日(新しい住所に住み始めた日)から14日以内に市町村役場(町民生活課)に届けなければなりません。転出届については、転出する日までに届出をしてください。異動届を別世帯の方が届け出る場合は、本人からの委任状が必要です。

届出の際には、届出人の本人確認を行いますので、運転免許証・旅券(パスポート)・健康保険証等をお持ちください。

	例	届出の際に必要なもの
転入届 (町内へ引越しをしたとき)	〇〇市 → 西原町へ	<ul style="list-style-type: none"> ○別世帯の方が届出する際は委任状 ○届出人の身分証明書(運転免許証・旅券・健康保険証等) ○転出証明書(前住地で発行された証明書) ○印鑑(届出人が本人の場合は不要)
転出届 (町外へ引越しをするとき)	西原町 → 〇〇市へ	<ul style="list-style-type: none"> ○別世帯の方が届出する際は委任状 ○届出人の身分証明書(運転免許証・旅券・健康保険証等) ○印鑑(届出人が本人の場合は不要)
転居届 (町内で引越しをしたとき)	西原町字嘉手苅〇〇番地 ↓ 与那城〇〇番地	<ul style="list-style-type: none"> ○別世帯の方が届出する際は委任状 ○世帯の一部の方が転居する場合は、本人からの委任状 ○届出人の身分証明書(運転免許証・旅券・健康保険証等) ○印鑑(届出人が本人の場合は不要)

- ※一時的な就学(大学等)・就労の場合であっても、1年以上親元を離れ別の場所に住む場合は、住民票の異動届が必要です。
- ※世帯が異なる人(例:県外に住む両親等)が転入届出後、住民票を請求する場合も、本人からの委任状が必要となります。
- ※ご不明な点がございましたら、町民生活課までお問い合わせください。

お問い合わせ:総務部 町民生活課 ☎945-5012 FAX 946-6086



まちの財政事情

(平成22年度上半期)



平成22年9月30日現在のまちの財政事情を公表します。
 なお、詳しい財政事情は、町のホームページからご覧になれます。
 [資料の場所:トップページ>財政>平成22年度>平成22年度財政事情書(上半期)]

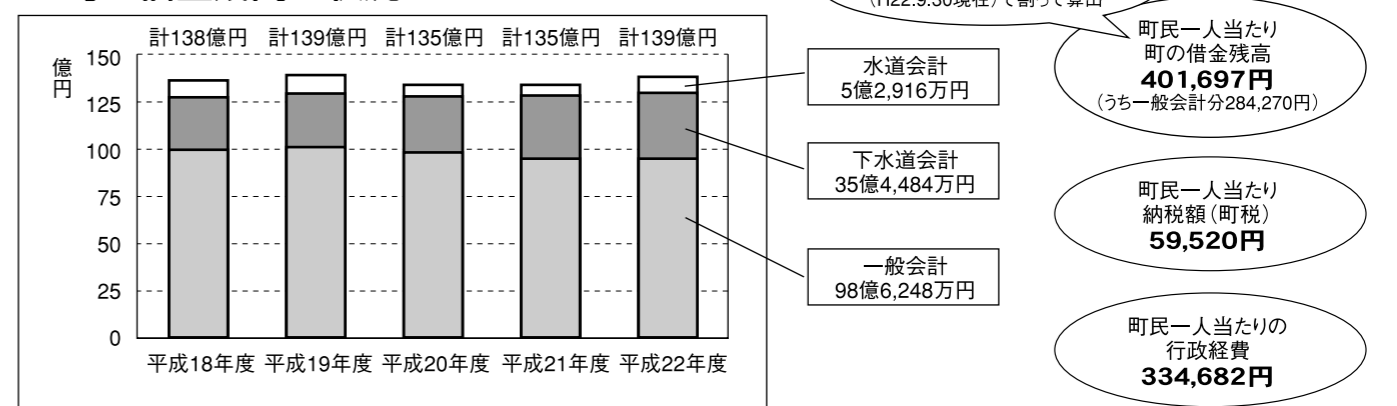
各会計の予算執行状況

会計名	予算額	収入済額	収入率	支出済額	執行率	
一般会計	116億1,144万円	49億8,717万円	43.0%	54億0,429万円	46.5%	
国民健康保険特別会計	48億7,803万円	14億0,664万円	28.8%	29億0,749万円	59.6%	
老人保健特別会計	538万円	116万円	21.5%	185万円	34.3%	
土地区画整理事業特別会計	9億7,929万円	2億1,950万円	22.4%	2億4,419万円	24.9%	
公共下水道事業特別会計	8億 564万円	9,589万円	11.9%	4億5,158万円	56.1%	
介護保険特別会計	16億2,025万円	7億 816万円	43.7%	6億6,907万円	41.3%	
後期高齢者医療特別会計	1億6,411万円	7,025万円	42.8%	8,119万円	49.5%	
水道事業	収益的収入	9億 21万円	4億3,642万円	48.5%		
	収益的支出	8億3,798万円			2億8,612万円	34.1%
	資本的収入	1,845万円	0	0.0%		
	資本的支出	1億2,915万円			4,202万円	32.5%

(平成22年9月30日現在)

町の借金残高の状況

(各年度9月30日現在)



町の財産の状況

(各年度9月30日現在)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	前年度比
土地	472,013㎡	489,701㎡	489,701㎡	486,714㎡	486,714㎡	↔
建物	65,613㎡	66,440㎡	66,533㎡	66,533㎡	66,533㎡	↔
基金	14億8,473万円	14億6,310万円	14億7,358万円	16億4,852万円	18億8,434万円	↗
債権	5億235万円	4億6,098万円	4億1,860万円	3億7,723万円	9億7,585万円	↗
有価証券	2,012万円	2,171万円	2,171万円	2,171万円	2,171万円	↔
出資等による権利	1億5,371万円	1億5,407万円	1億5,722万円	1億5,703万円	1億5,716万円	↗
車両	48台	47台	50台	43台	42台	↘

お問い合わせ先/総務部企画財政課 ☎945-4533 FAX 946-6086

固定資産税(3期分)は12月27日(月)が納期限です

平成22年度固定資産税3期分の納期限は、12月27日(月)です。納め忘れのないよう、よろしくお願ひします。町税の納付は口座振替を利用すると便利です。

また、町税の納付が遅れた場合は延滞金が加算されます。納付はお早めに。滞納が続きますと、預金や不動産等の差押をする場合があります。

平成22年度各町税目の納期

税目	納期	第一期	第二期	第三期	第四期
町県民税		6月30日	8月31日	11月1日	平成23年1月31日
固定資産税		4月30日	8月2日	12月27日	平成23年2月28日
軽自動車税		5月31日			

お問い合わせ:総務部 税務課 徴収・収納係 ☎945-4729